

宮崎市ごみ集積所整備推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積所の美化及びごみの散乱防止に効果のあるごみ集積所ボックス(以下「集積ボックス」という)を設置する自治会又は資源物集団回収用保管倉庫(以下「倉庫」という。)の設置にあつては、自治会及び資源物集団回収団体として登録している団体に対して補助金を交付することにより、収集作業の効率化及び地域の環境美化を図るとともに、集積所方式への円滑な移行と地域コミュニティの強化に資することを目的とする。

(補助金の対象)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる条件を満たす集積ボックス又は倉庫の設置を行う自治会連合会加入の自治会及び団体に対して交付するものとする。

- (1) ごみ出し及び収集作業に支障のない場所並びに構造であること。
- (2) 鳥獣等からの被害や風雨による飛散を防止する対策がとられているものであること。
- (3) 同一の集積所で補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、市長が特に認める場合は除く。
- (4) 同一の集積所に集積ボックスが未設置であること。ただし、市長が特に認める場合は除く。
- (5) 設置にかかる手続き等について地権者等から同意を得ていること。

(事前協議)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、事前協議書(様式第1号)により市長と事前に協議を行い、承認を受けなければならない。

2 市長は、必要に応じてごみ集積所の整備内容に対し、指導、助言を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 申請者は、ごみ集積所整備推進事業補助金交付申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請においては、位置図、計画図面、事前協議書の写し、予算書及び利用者名簿、その他必要と認める書類を添えて行うものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、適当と認められるものについて補助金の交付決定をするものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は集積ボックス又は倉庫の設置完了後、事業実績報告書(様式第4号)に集積ボックス又は倉庫の新設に要した経費に係る領収書及び写真を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第7条に規定する実績報告があった場合において、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知し、次の各号に定める金額を交付するものとする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 5世帯以上が利用する集積ボックスの設置に要する費用(用地購入費を除く。)の3分の2以内とし、ごみ集積所一箇所あたりの補助金の上限を20,000円とする。
- (2) 10世帯以上が利用する集積ボックスの設置に要する費用(用地購入費を除く。)の3分の2以内とし、ごみ集積所一箇所あたりの補助金の上限を40,000円とする。
- (3) 20世帯以上が利用する集積ボックスの設置に要する費用(用地購入費を除く。)の3分の2以内とし、ごみ集積所一箇所あたりの補助金の上限を70,000円とする。
- (4) 40世帯以上が利用する集積ボックスの設置に要する費用(用地購入費を除く。)の3分の2以内とし、ごみ集積所一箇所あたりの補助金の上限を100,000円とする。
- (5) 資源物集団回収用保管倉庫の設置に要する費用(用地購入費を除く。)の3分の2以内とし、倉庫一箇所あたりの補助金の上限を100,000円とする。

(交付取消し等)

第9条 市長は、第5条又は第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者、又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付取消通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を取り消すとともに既に交付を受けている場合には、交付した補助金の返還を求めることができる。

- (1) 申請及び補助金の受領にあたり不正があったとき。
- (2) 引越し等やむを得ない事情以外で、集積ボックス又は倉庫の共同利用関係を解消するとき。
- (3) その他補助金を交付することが適当でないと認められる事実が明らかになったとき。

(適用除外)

第10条 この要綱は、公営住宅の敷地内に設置される集積ボックス又は倉庫については、適用しないものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月5日より施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。